

医療法務手続受託標準費用一覧

*個別の状況により、費用は上下します

*必要に応じて組み合わせ、合計金額を算出した上で正式のお見積りをご提示申し上げます。

	区分	単位/条件	税別標準費用
1	医療法人設立、診療所開設申請・届出、生保等医療機関指定申請、 麻薬関連届出など	無床診療所 1 施設開設 開設実績ありの場合	1,000,000円～
2	医療法人定款変更認可申請（診療所追加の目的変更）	診療所 1箇所追加の場合	400,000円～
3	医療法人定款変更認可申請（医療法改正に伴う定款変更）		150,000円～
4	医療法人定款変更認可申請（許可を要しない軽微な変更）		100,000円～
5	年次決算変更届出（役員変更なし/登記申請費用別途）	単年度分	100,000円～
6	年次決算変更届出（役員変更あり/登記申請費用別途）	単年度分	150,000円～
7	登記事項届（登記簿謄本取得、実費別途）	1届出あたり	10,000円～
8	役員変更届出（理事長以外の役員/議事録等作成費用含む）	1届出あたり	50,000円～
9	役員変更届出（理事長含む場合/議事録等作成費用含む・登記申請費用別途）	1届出あたり	80,000円～
10	医療法人社員変更手続き（議事録等整備）	1変更あたり	40,000円～
11	診療所の開設届（個人）	診療所 1箇所の場合	100,000円～
12	診療所開設許可申請・開設届出（法人）	診療所 1箇所の場合	100,000円～
13	難病指定医療機関申請	診療所 1箇所の場合	20,000円～
14	麻薬使用者（管理者）免許申請	医師 1名あたり	20,000円～
15	麻薬使用者免許記載事項変更届	医師 1名あたり	10,000円～
16	ご相談料	1 時間当たり	10,000円～
17	出張日当（大阪府・兵庫県県外/交通費別途）	1日あたり	40,000円～
18	その他	1 工数 1 時間当たり10,000円を基準にお見積り	

含まれないもの：消費税/印紙代などの実費/事前調査費用・登記費用（司法書士のご紹介は可能です）

経営コンサルティング費用/添付書類作成費用

含まれるもの：通信費/通常の交通費/手続きに付随するご相談

すぎのこうじ行政書士事務所
兵庫県三木市吉川町みなぎ台1-18-14
行政書士 採用定着士 クリニック経営士
杉野康治